

平成 16 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ ア ン ド エ ム
(コード番号 4771 大証ヘラクレス)
本 社 大阪府吹田市江坂町 1-23-38
代 表 者 名 代 表 取 締 役 森 中 一 郎
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 統 括 杉 浦 友 泰
T E L 0 6 - 6 3 3 9 - 7 1 7 7

ストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は平成 16 年 7 月 16 日開催の取締役会において、当社第 14 期定時株主総会において承認されました、商法第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして無償で発行する新株予約権の発行条件等を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日
平成 16 年 8 月 20 日
2. 発行する新株予約権の総数
792 株（予約権 1 個あたりの目的たる株式数 1 株）
3. 新株予約権の発行価額
無償とする。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 792 株
5. 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額
1 株につき 163,000 円
6. 新株予約権の行使により発行または移転される株式の総額
129,096,000 円
7. 新株予約権の行使期間
平成 17 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日
8. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および当社業務提携先の取締役および従業員に地位（以下「権利行使資格」という。）であることを要する。ただし、新株予約権の割当を受けた者が、権利行使資格を失う際に、取締役会が適切と認める場合においては、当該対象者が権利行使資格を失った後も引き続き新株予約権を行使できるものとする事ができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分および相続は認めないものとする。

その他の条件は新株予約権発行の本取締役会決議にもとづき当社と割当者の間において締結する新株割当契約の定めによるものとする。

9 . 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
発行価格中株式 1 株当たり 81,500 円

10 . 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

11 . 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役 4 名、当社監査役 3 名、当社従業員 201 名、当社子会社取締役 3 名、当社子会社従業員 8 名、当社業務提携先の取締役および従業員 11 名。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 16 年 5 月 21 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 16 年 6 月 29 日

以上